

レンタカー許可の流れ

1. 申請書提出（「許可基準」「許可申請等手続細則」をよくご確認ください）



書類に不備がなければ1ヶ月程度

2. 許可



3. 許可書、登録免許税納付書等 受領



許可日より1ヶ月以内

4. 登録免許税 9万円 納付（日本銀行同歳入代理店、郵便局又は税務署へ振込）



5. 振込後に発行された領収書を台紙（許可書と一緒にお渡しします）に貼り支局へ提出



6. レンタカー（マイクロバス以外）登録時に必要となる事業者証明書を発行

※許可書取得後、4.5.6.の手続きを踏まないとレンタカー登録はできません

* 許可後は年度ごとに実績報告書の提出が必要になります。（翌年度の5月末まで）